

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人ことぶき福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員等に係る職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 第1項の規定にかかわらず、当法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、役員会等が通常の業務時間外に開催される場合についてのみ、報酬を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。

- 2 全理事の報酬総額は、年間200,000円以内とする。
- 3 全監事の報酬総額は、年間200,000円以内とする。
- 4 役員等の報酬の額は、別表1に定めるとおりとする。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員等がその職務の遂行にあたって負担した費用は、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものは、前もって支払うことができるものとする。

- 2 費用は、実費を支給するものとする。ただし、出雲市内（以下「市内」という。）に在住する役員等が市内でその職務を執行する場合及び職員を兼務する役員等に職員の旅費規程に定める旅費が支給される場合は、旅費を支給しない。
- 3 前項のうち自家用車を使用する場合の実費（車賃）は、旅程1kmあたり20円とす

る。

(報酬等の支給日)

第6条 役員等の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支払うものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は2017年 6月24日から施行し、2017年4月1日から適用する。

2019年 7月24日実施、2019年4月1日から適用する。

別表1 役員等の報酬の額 (第4条第4項関係)

名 称		報 酬 (日額)
常勤役員		該当者なし
非常勤役員	理事	5,000円
	監事	5,000円
評議員		5,000円